

任意団体「愛水ボランティア」設置規約

(名 称)

第1条 本会は、任意団体「愛水ボランティア」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、愛知県企業庁の所管する「大規模地震時における水道実務経験者協力制度」(以下「協力制度」という。)の効果的な運用を図るとともに水源環境の保全、水道についての啓発など安全で安定した水道用水及び工業用水の供給に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、原則として愛知県企業庁の水道用水供給事業ならびに工業用水道事業に携わった退職者のうち、協力制度の趣旨に賛同し、協力者として登録した者をもって構成する。

2 本会への入退会については、世話人会の審議を経て決定する。

(役 員)

第4条 本会を運営するため、代表者1名、世話人10名程度を置くこととし、会員により世話人を選出し、世話人の互選により代表者を決定する。

2 代表者は本会の運営を総括する。

3 世話人は、代表を補助し、本会の運営上必要な事項について審議する。

(会 議)

第5条 本会の運営状況の確認、会員相互の連携強化、情報交換等を図るため、年1回総会を開催する。

2 本会の運営上必要な事項について審議するため、必要の都度世話人会を開催する。

(業 務)

第6条 本会の目的を遂行するため、主体的活動として次の業務を行う。

- ① 協力制度に基づく地震防災対策の支援
- ② 環境保全事業
- ③ 水道についての啓発活動
- ④ その他水道事業の発展に資する各種支援事業

(報酬等)

第7条 本会設置の趣旨に鑑み、活動に対する報酬は原則無償とする。

(会 計)

第8条 本会運営上必要となる経費については、会費、寄付金等をもって充てる。

2 会費は、1人につき年額2,000円とする。

3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本会の事務局は、代表者宅とする。

附則

1、この規約は、平成19年12月1日から施行する。

2、この規約は、平成20年4月1日から施行する。